



にほん 日本で せいかつするとき いろいろな 手続きが ひつようです。いろいろな 手続きについて せつめいします。

1 市役所や 区役所

(1) 市役所や 区役所での 手続き

市役所や 区役所で いろいろな 手続きを します。わからないことが あるときは 市役所や 区役所に きいて ください。

市役所や 区役所の 手続き:

住民登録<住所を 市役所や 区役所に しらせる>

国民年金<みんなが はいる 年金>

国民健康保険<会社で はたらいしていない人が はいる 保険>

小学校や 中学校に はいること(入学)と 学年の とちゅうで はいること(編入)

婚姻届<結婚したことを 市役所や 区役所に しらせる>

出生届<子どもが うまれたことを 市役所や 区役所に しらせる>

死亡届<死んだことを 市役所や 区役所に しらせる>

(2) よるや やすみの 日

市役所や 区役所などは よるや やすみの 日は しごとをしません。でも、しょうめいしよを だす き かいがある 市役所や 区役所は、よるや、やすみの 日も、しょうめいしよを もらうことが できます。よるや やすみの 日に でんわや メールで きくことが できる 市役所や 区役所も あります。



2 こせき 戸籍

こせき 戸籍は ひと 人が う 生まれたこと、し 死んだこと、けっこん 結婚したことなどを か 書いたものです。日本には こせきほう 戸籍法という ほうりつ ほうりつが あります。このほうりつで にほん 日本に す 住む人は けっこん 結婚したこと、こ 子どもが う 生まれたこと、ひと 人が し 死んだことなどを しやくしょ 市役所や くやくしょ 区役所に しらせ しらせなければならぬと きま きまっています。

※こ 子どもが う 生まれたとき、ひと 人が し 死んだとき くに あなたの 国にも しらせ しらせて ください。くわしいことは あなた あなたの くに 国の たいしかん 大使館や りょうじかん 領事館に きいて きいて ください。



3 きか 帰化 にほんじん <日本人になること>

きか 帰化は にほんじん 日本人になることです。にほんじん 日本人と けっこん 結婚しても にほんじん あなたは 日本人になることは にほんじん できません。日本人になるためには ほうむしやう 法務省に ほうむきよく もうしこんで、日本国籍を にほんじん もらわなければなりません。日本人になりたいときは ほうむきよく かならず もうしこんで かね ください。ちかくの 法務局で ほうむきよく もうしこんで かね ください。もうしこみに かね お金は かね いりません。くわしいことは ほうむきよく ちかくの 法務局に かね きいて ください。

にほん ※日本では にじゅうこくせき 二重国籍 ふた <二つの こくせき 国籍を にほんこくせき もつこと>は にほんこくせき できません。日本国籍を こくせき もらうとき こくせき あなたの 国籍を こくせき すてなければなりません。



4 死亡届<人が 死んだことを 市役所や 区役所に 知らせる>

人が 死んだとき、市役所や 区役所に 人が 死んだことを 知らせる 紙(死亡届)を だします。死んだ人の 在留カードや 特別永住者証明書は 入国管理局(入管)に かえます。(市役所や 区役所が 入管に かえしてくれるときも あります。)

死んだ人の 国にも 死んだことを 知らせてください。くわしいことは 死んだ人の 国の 大使館や 領事館に きて ください。

あなたの 在留資格<ビザ>が「日本人の 配偶者等」で 日本人の 夫 または 妻が 死んだとき 日本に 住むことが できる 期間(在留期間)を ながくすること(更新)は できません。日本に 住みたいときは 入管に きて ください。

ひつようなもの	だすところ	いつ	かね お金
<p>1 死亡届 出書 市役所や 区役所、病院に あります</p> <p>2 死亡診断書 医者が 書きます</p> <p>3 死亡届を だす人の いんかん(はんこ) いんかん(はんこ)の ない人は サインで も いいです</p>	<p>死亡届を だす人の 住んで いるところか 人が 死んだとこ ろの 市役所や 区役所</p>	<p>死んだことが わかった 日から 7日以内</p>	<p>いりません</p>
<p>1 死んだ人の 在留カード または 特別 永住者証明書</p> <p>2 死亡届受理証明書<死亡届を うけとつ たと 書いた 紙></p> <p>市役所や 区役所で もらいます</p>	<p>ちかくの 入管 ※郵便で かえすことも でき ます。</p> <p>〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階 東京入国管理局おだいば 分室</p>	<p>死んだあと、在留カー ドを 見つけた 日から 14日以内</p>	<p>いりません</p>



D いろいろな てつづ 手続き

▲ D いろいろな てつづ 手続き のトップへ

ひつようなもの	だすところ	いつ	かね お金
	<small>ざいりゅう</small> (ふうとうに「在留カード <small>へんのう</small> <small>か</small> 返納」と書いてください)		



みほん
見本

死亡届

平成 年 月 日届出

長 坂

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日					
送付 平成 年 月 日 第 号	長印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	別 添	住民票	通 知

(1) (よみかた)		
(2) 氏 名	姓	名 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
(3) 生 年 月 日	明治 昭和 大正 平成 年 月 日 (生まれたときの日を記入し、 時辰も書いてください) <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	時 分
(4) 死亡したとき	平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	時 分
(5) 死亡したところ	番地 番 号	
(6) 住 所 (住民登録をして いるところ)	番地 番 号	
(7) 本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	番地 番 号	
(8) 死亡した人の夫 または妻	<input type="checkbox"/> いる (満 歳) <input type="checkbox"/> いない (<input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別)	
(9) 死亡したときの 世帯のおもな 仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自営業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(10) 死亡した人の 職 業・産 業	<small>(国民調査の年一卒業 第一の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)</small> 職業 産業	
その他		
届 出 人	<input type="checkbox"/> 1. 同居の親族 <input type="checkbox"/> 2. 同居していない親族 <input type="checkbox"/> 3. 同居者 <input type="checkbox"/> 4. 家主 <input type="checkbox"/> 5. 地主 <input type="checkbox"/> 6. 家屋管理人 <input type="checkbox"/> 7. 土地管理人 <input type="checkbox"/> 8. 公設所の長	
	住所	番地 番 号
	本籍	番地 番 号 筆頭者の氏名
	署名	印 年 月 日生
事件簿番号		
	連絡先	電話 - - 昼間連絡が取れるところ 自宅・勤務先・携帯

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

死亡したことを知った日からかぞえて7日以内に出してください。

届書は、1通でしつつかえありません。

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

内縁のものはふくまれません。

には、あてはまるものに○のようにしるしをつけてください。

死亡者について書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく指定統計第5号、厚生労働省所管)にも用いられます。

◎届出人の印をご持参ください。

字は略さず丁寧ていせいに書いてください。



D いろいろな ^{てつづ} 手続き

▲ D いろいろな ^{てつづ} 手続き のトップへ

みほん
見本

死亡診断書（死体検案書）

この死亡診断書（死体検案書）は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。正しい書で、できるだけ詳しく書いてください。

記入の注意

氏名	1 男	明治 昭和	年 月 日
	2 女	大正 平成	年 月 日
死亡したとき	平成 年 月 日	午前・午後	時 分
(12) 死亡したところ (13) 及びその種別	死亡したところの種別	1 病院 2 診療所 3 介護老人保健施設 4 出張所 5 老人ホーム 6 自宅 7 その他	
	死亡したところ	管 轄 番 号	
(14) 死亡の原因	(ア) 直接死因	発病（発症） 又は受傷から 死亡までの 期間	◆年、月、日等の 身分で書いて ください。 ただし、日 未満の場合は、 何日等の単位 で書いてください。 例) 1ヶ月、 5時間20分
	(イ) (ア)の原因		
	(ウ) (イ)の原因		
	(エ) (ウ)の原因		
(15) 死因の種類	1 病死及び自然死	2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 墜、火災及び火傷による傷害	12 不詳の死
	不慮の外因死	6 窒息 7 中毒 8 その他	
(16) 外因死の追加事項	傷害が発生したとき	平成、昭和 年 月 日 午前・午後 時 分	傷害が発生したところ
	傷害が発生したところの種別	1 住所 2 工場及び建築現場 3 道路 4 その他	市 区 町 村
(17) 妊娠した場合の追加事項	◆胎児又は胎盤損傷の場合でも書いてください	手続及び状況	妊娠週数
	出生時体重	単胎・多胎の別 1 単胎 2 多胎 (子中胎 子)	満 週
(18) その他特に付言すべきことがら	妊娠・分娩時における母体の病状又は異状	母の生年月日	胎前までの妊娠の結果 出生児 人 死産児 人 (妊娠週22週以後に限る)
	1 無 2 有	3 不詳	昭和 平成 年 月 日
(19) 上記のとおり診断（検案）する	診断（検案）年月日	平成 年 月 日	
	本診断書（検案書）発行年月日	平成 年 月 日	管 轄 番 号
	医師		印

生年月日が不詳の場合は、指定年齢をカッコを付して書いてください。

夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。

「老人ホーム」は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいいます。

傷病名等は、日本語で書いてください。
【例】では、各傷病について発病の方（例：急性）、病因（例：喉痛症候群）、部位（例：胃腸門部がん）、性状（例：病理組織型）等もできるだけ書いてください。

妊娠中の死亡の場合は「妊娠週何週」、また、分娩中の死亡の場合は「妊娠週何週何分何秒」と書いてください。

産後42日未満の死亡の場合は「産後何週何日」と書いてください。

1 傷及び2 傷に關した手術について、再式又はその診断名と関連のある所見等を書いてください。紹介状や依頼等による情報についてもカッコを付して書いてください。

12 交通事故は、事故発生からの期間にかかわらず、その事故による死亡が該当します。
15 傷、火災及び火傷による傷害は、火災による一酸化炭素中毒、窒息等も含まれます。

16 住居とは、住宅、旅館等いい、老人ホーム等の居住施設は含まれません。

傷害がどういふ状況で起こったかを具体的に書いてください。

妊娠週数は、最終月経、基礎体温、超音波検査等により算定し、できるだけ正確に書いてください。
母子健康手帳等を参考に書いてください。



5 いんかん(はんこ)

^{にほん}
日本では サインは つかいません。サインの かわりに いんかん(はんこ)を つかいます。

5-1 いんかん(はんこ)

いんかん(はんこ)には「^{みとめいん}認印」と「^{じついん}実印」があります。どちらも ^やはんこ屋で ^か買うことができます。

(1) ^{みとめいん}認印



^{しやくしょ} 市役所や ^{くやくしょ} 区役所の ^{てつづ} 手続きに つかいます。^{たつきゆうびん} 宅急便や ^{ゆうびん} 郵便を もらうときにも つかいます。

^{ぎんこう} 銀行の ^{こうざ} 口座のためにも いんかん(はんこ)が いらいます。つうちょうを つかって ^{かね} お金を ^{だす} だすとき、^{ぎんこう} 銀行の ^{こうざ} 口座を やめるときも ひつようです。なくさないようにして ください。

(2) ^{じついん}実印

^{じついん} 実印は ^{しやくしょ} 市役所や ^{くやくしょ} 区役所に ^{とうろく} 登録した ^{いんかん(はんこ)} いんかん(はんこ)です。くるま、^{とち} 土地、^{いえ} 家などを ^か 買うとき、^{かね} お金を かりるときに つかいます。とても ^{たいせつ} たいせつな ^{いんかん(はんこ)} いんかん(はんこ)です。



5 いんかん(はんこ)

5-2 印鑑登録<いんかん(はんこ)の登録>

くるま、家、マンションなどを 買うとき、お金を かりるときに 実印が あります。実印は 市役所や 区役所に 書類で しらせた(印鑑登録した) いんかん(はんこ)です。
 印鑑登録は 市役所や 区役所で します。住所を 市役所や 区役所に しらせた(住民登録した)、
 15さい以上の人 が、印鑑登録 できます。1人 1個だけ 登録 できます。
 印鑑登録すると 印鑑登録証 という カードを もらいます。
 実印や 印鑑登録証 は サインの かわりに なります。なくさないように 気をつけて ください。

※印鑑登録証を なくしたときは、市役所や 区役所、けいさつに なくしたことを しらせる 紙(紛失届)を だします。それから あたらしい いんかん(はんこ)を 登録 します。

ひつようなもの	だすところ	いつ	かね お金
1 いんかん(はんこ) ざいりゅう とくべつえいじゅうしゃ 2 在留カード、特別永住者 しょうめいしょ うんてんめんきょしょう 証明書、運転免許証 など	しやくしょ くやくしょ 市役所や 区役所	いつでも いい	登録に お金は ありません (お金 が いる場合も あります) ※実印が ほんとうのものである と 書いた 紙を 印鑑証明書 と いいます。これを もらうとき は お金 が あります。(300円く らい)



いんかんとろくしやう
印鑑登録証(おもて)



(1) いんかんとろく 印鑑登録できる もじ 文字

● じゅうみんひやう 住民票が かんじ 漢字の ひと なまえの人

1. かんじ 漢字の かぞくの かぞくの なまえと なまえと あなたの あなたの なまえの なまえの いんかん(はんこ) いんかん(はんこ)
2. かんじ 漢字の かぞくの かぞくの なまえだけの なまえだけの いんかん(はんこ) いんかん(はんこ)
3. かんじ 漢字の あなたの あなたの なまえだけの なまえだけの いんかん(はんこ) いんかん(はんこ)

● じゅうみんひやう 住民票が ひと アルファベットの ひと なまえの人

1. アルファベットの かぞくの かぞくの なまえの なまえの いんかん(はんこ) いんかん(はんこ)
2. アルファベットの あなたの あなたの なまえの なまえの いんかん(はんこ) いんかん(はんこ)
3. アルファベットの あなたの あなたの ミドルネームの ミドルネームの いんかん(はんこ) いんかん(はんこ)

● にほん つうしょうめい<日本の なまえ なまえ>を とうろく 登録している人

つうしょうめいの つうしょうめいの はんこ はんこ

※ がいこくじん 外国人は ひとつだけ ひとつだけ つうしょうめいを つうしょうめいを とうろく 登録できます。

※ カタカナの カタカナの つうしょうめいを つうしょうめいを とうろく 登録している人は、カタカナの カタカナの はんこも はんこも とうろく 登録できます。



(2) いんかんとうろく 印鑑登録できない いんかん(はんこ)

- ・ じゅうみんひょう 住民票に ない ない なまえの いんかん(はんこ) いんかん(はんこ)
- ・ しごと しごとの なまえ なまえ、え 絵など ひと 人の なまえ なまえ以外の いんかん(はんこ) いんかん(はんこ)
- ・ ゴム ゴムの いんかん(はんこ) いんかん(はんこ)
- ・ はんこ はんこを おした おしたところが べん 一辺8ミリの せいほうけい 正方形より ちい 小さいもの
- ・ はんこ はんこを おした おしたところが べん 一辺25ミリの せいほうけい 正方形より おお 大きいもの
- ・ はんこ はんこを おした おしたところが み はっきり 見えない 見えないもの、よめない よめないもの

(3) いんかんしょうめいしょ 印鑑証明書

じついん 実印が ほんとう ほんとうのものであると か 書いた かみ 紙を いんかんしょうめいしょ 印鑑証明書と にほん います。日本で とち 土地や いえ 家、くるまを か 買うとき じついん 実印や いんかんしょうめいしょ 印鑑証明書が いります います。

いんかんしょうめいしょ 印鑑証明書は しやくしょ 市役所や くやくしょ 区役所で いんかんとろくしょう もらうことができます。印鑑登録証(カード)を もって もって行って くださ ください。
いんかんしょうめいしょ 印鑑証明書を もらう もらうときに かね お金が いります います。